

(仮称) J F A ナショナルフットボールセンター設置に係る基本協定の一部を変更する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と公益財団法人日本サッカー協会（以下「乙」という。）は、甲乙間において平成27年9月11日付けで締結した「(仮称) J F A ナショナルフットボールセンター設置に係る基本協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更することを協定する。

- 1 原協定書第4条「本施設の設置範囲は、別添図の範囲内とする。」を「本施設の設置範囲は、別添図1の範囲内とする。」に変更する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月 1日

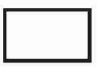
甲 千葉市中央区市場町1番1号
千 葉 県
千葉県知事


乙 東京都文京区本郷3丁目10番15号
公益財団法人 日本サッカー協会
会 長

幕張海浜公園全図

別添図 1

凡例

 幕張海浜公園の区域

 公園施設設置許可申請可能範囲

